

華北農村の解放と土地改革*

——河北・山東8カ村調査報告——

LIBERATION AND AGRARIAN REFORM IN NORTH CHINA 1946~1950: INTERVIEWS WITH PEASANTS IN EIGHT VILLAGES

田 中 恭 子

はじめに

1984年8月23~29日の1週間、中国農村経済史の若手研究者を中心とする訪中団に参加して、河北省と山東省の5つの村を訪問し、ほかに3つの村から人を招いて聞きとり調査を行なった。調査内容はだざっぱに言って解放前から現在に至る村の歴史である。小稿はこの調査で集めた情報のごく一部、中国共産党（以下中共と略す）による解放の前後にこれらの村がどのように変化したかという問題をめぐるデータのみを報告するものである。したがって、時期的には、これら村の解放および土地改革が行われた1946~51年ごろに限られる。

調査時間が短かったため、用意した質問表をこなしきれず、すべての村で全く同一の質問をしたわけではない。また、訪中団員が手分けして集めた情報も多く、各々の興味に従って質問の重点が違ってきたことや、村によって状況も違えば対応のしかたも違っていたことも原因となって、得られたデータにはばらつきがある。にもかかわらず、集めたデータの多くが文献では見られないものである。文献データを補強するものもあり、訂正するものもあるが、いずれにせよ報告の価値があると思われる。

*本調査は中部大学国際地域研究所の共同研究プロジェクト「近代化過程における社会変動とその理論」の一環として行なったものである。

1. 訪中団の構成と目的

訪中団は正式名称を「中国農村経済学者学術友好訪華団」と言い、構成は次のとおりである。

- (1)石田浩（団長） 関西大学経済学部助教授
- (2)田尻利（副団長） 鹿児島経済大学経済学部助教授
- (3)川井悟（秘書長） 京都大学人文科学研究所非常勤講師
- (4)田中恭子 中部大学国際関係学部助教授
- (5)中田睦子 兵庫県家庭問題研究所主任研究員
- (6)二宮一郎 大阪府立大手前高校教諭
- (7)奥村哲 名古屋工業大学人文社会教室講師
- (8)黒田明伸 京都大学大学院文学研究科博士課程
- (9)山腰敏寛 徳島県立徳島工業高校非常勤講師
- (10)深尾葉子 大阪外国語大学中国語科4年生
- (11)坂口恵（通訳） 日中青年旅行社

団構成の主体は中国農村社会経済史の専門家（石田・田尻・川井・二宮）であるが、いうまでもなく、彼らの興味の焦点は時期的にも分野においても同一ではない。また、民国経済史の奥村・黒田、家族社会学の中田、中共党史の田中の関心は農村経済史からややずれたところにあった。

訪中調査は石田・川井を中心とする中国農村慣行調査研究会で企画、準備したものである。同研究会は、日中戦争中に行われた慣行調査⁽¹⁾の研究を数年にわたって続けてきていた。今回の訪中調査の主目的は、慣行調査の行われた村で聞きとりを行い、その後の歴史を調べることにあった。しかし、連絡の手違いや中国側の事情などのために、慣行調査の行われた村へは入れず、その近くの村に行く結果となった。慣行調査研究会のメンバーでない筆者などは、特定の村の解放前の状況を勉強していなかったので、どの村でもいいという気楽な参加であった。

筆者個人としては、これまでの内戦期の解放区における土地改革を研究してきた関係上、次の3つの意図をもって参加した。第1に、文献でみてきた華北農村を実地にみること。第2に、中共の政策の実施状況およびこれに対する農民の反応をきいてみること。これまで文献によって大体の見当をつけてきたのだが、村幹部や農民の口から聞いてみたかった。第3に、中共がしばしば主張する、生産関係の変革による生産力の発展は事実なのか、農民の視点からの答えをさぐること。

これら3つのうち、第1は確実に得られるものである。しかし、第2、第3は微妙な問題を含むので、初対面の外国人が卒直な話を聞こうとしても無理かもしれない、と余り期待していなかった。それでも、面と向えば話し手の表情やしぐさなどから、なんとなく感触がつかれることもあるし、卒直でないとすればどんな話をするのか聞いてみたい気持もあった。

2. 調査村の概容

訪問した5カ村（自然村）は次のとおりである。

- (1)河北省昌黎県両山郷後両山村(A) 北戴河の西南約50km. 8月23日に訪問。
- (2)河北省欒城県郝馬郷東羊市村(B) 石家荘の東南約15km. 8月25日に訪問。
- (3)河北省藁城県崗上郷崗上村(C) 石家荘の東約20km. 8月26日に訪問。
- (4)山東省章邱県旭昇郷東張官荘(D) 済南の東約40km. 8月28, 29日に訪問。
- (5)山東省章邱県旭昇郷東酒壩村(E) 8月29日に訪問。

訪問はできなかったが村長等を訪中団の宿舎に招いて聞きとりを行なった村は次の3カ村である。

- (6)河北省石家荘市槐底大隊(F) 石家荘の東南郊外。
- (7)河北省欒城県孟董郷北柴村(G) 石家荘の東南約30km. F, Gとも

8月26日夜、河北賓館にて聞きとり。

(8)山東省歷城縣冷水溝鄉冷水溝村(H) 濟南の東北約10km。8月28日夜、
濟南飯店にて聞きとり。

G, Hは『中国農村慣行調査』の調査村である。また、Fのみが村でなく、大隊となっているのは、そのように紹介されたので、そのまま記したにすぎない。大隊が村に改称されて半年ほどしかたっていない時期だったので、使い慣れた名称が口にはのぼったものと思われる。他村でもしばしば大隊の名称を用いていた。

これら8カ村には次のような共通点がある。第1に、旱地農業地帯に属し、粟・コウリヤン・トウモロコシ・綿花・小麦等が主要な作物である。例外としてHでは全耕地の3分の2が水田で水稻を作り、Aでは全耕地の4分の3が果樹園（リンゴ・梨・桃・ブドウ）である。第2に、8カ村とも都市近郊にあり、三中全会（1979年12月）以来の自由化政策によって最も潤っている地区である。もちろん平均的な農村よりはるかに豊かであることはまちがいない。

第3に、人口が多い割に耕地が少く、1984年現在いずれの村も1人当たり平均⁴⁻2畝（1畝≒6.67アール）未満である。通常の旱地自給農業では食えない水準であり、これらの村の豊かさは、都市近郊で交通の便に恵まれているという地の利にものをいわせた商品作物主体の経営および農業外収入によるものである。いずれの村も自村製品の加工を中心とした小規模な工業、手工業、運送業その他の多角経営を行なっている。収入・就業人口ともに、すでにこれら副業が農業より重要になっている村もあり、その他の村もこれを追う趨勢である。

第4に、不明のFを除く7カ村はいずれも全国解放に先立つ1946～48年に解放され、内戦期の新解放区に属していた。土地改革も50年の土地改革法を待たず、47～49年に行われている。唯一の例外は解放がやや遅れたH（48年8月）で、土地改革の実施は50年12月である。7カ村のうち最も

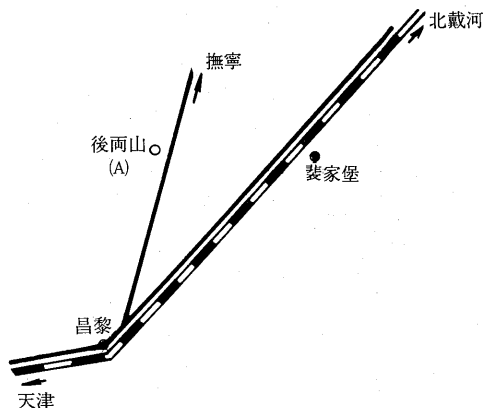
早く解放されたD, E (46年末) は、その直後に土地改革を行なったが、47年5～6月に国民党軍によって再占領されて土地改革は取り消され、48年2, 9月の再解放の後、ずっと遅れて50年以降に土地改革が再実施されている (表2参照。詳しくは後述)。

次に各村の個別的な状況 (1984年現在) のあらましを記しておく。

A. 後両山村

河北省の東北部、山海関に程近い避暑地北戴河から車で1時間位の距離。北京―天津―東北を結ぶ幹線鉄道の沿線の丘陵地で、昔から果物の産地として知られていた。現在人口1,173人、戸数307戸、耕地1,540^ム畝、うち果樹園1,200畝。主要作物リンゴ、桃、梨、ブドウ。小麦、水稻、サツマイモ少々。副業に段ボール工場、雑貨店、貿易公司 (仲買業、主に果物を売りさばく)、建築用ジャリ採取。果物生産年260万斤 (1斤=0.5kg)、穀物およびイモ年64万斤。萬元戸 (預金総額が1万元 (1元=90円) 以上の家) 20～30戸あり。

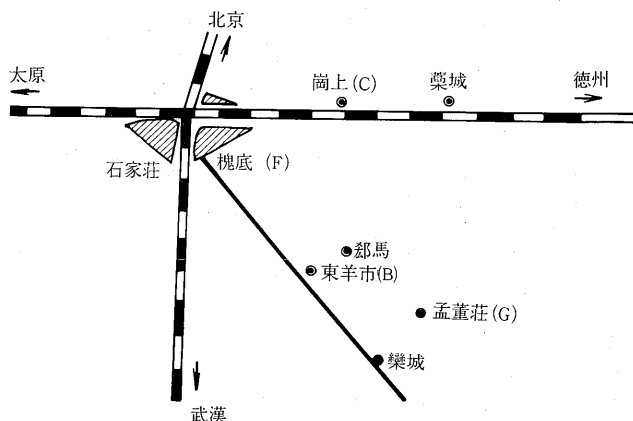
図A



B. 東羊市村

河北省の西南部、省都石家荘の東南へ車で20分ほどの位置。華北平原の西端近く、戦前からの綿花地帯で、石家荘からの幹線道路に面してい

る。昔から集市あり。人口2,700人, 戸数650戸。耕地面積3,972畝。主要作物は綿花, 小麦, トウモロコシ, 粟, ジャガイモ, 野菜。副業に紡績工場, 製粉工場, レンガ工場, 家具工場, トラクター・ステーション(運送業)を経営。就業人口の5割以上がこれら非農業部門で働いている。村民の1人平均年収(1983年)は530元。



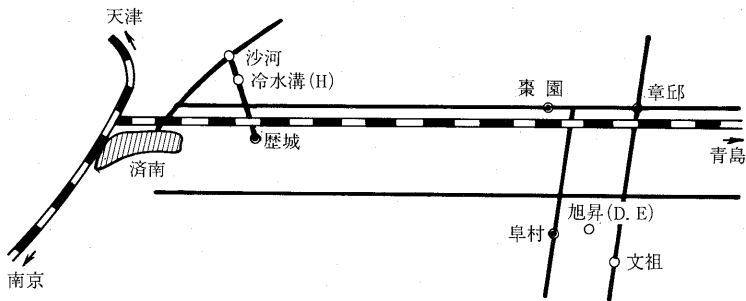
C. 岡上村

石家荘の東20km, 德州への鉄道, 幹線道路ぞい。地理的, 経済的条件はBとよく似ているが, ここは郷(行政村)の中心地で昔から大きな集市の開かれる, ちょっとした町。大きな商店, 食堂, 写真屋, 養老院, 病院などがある。人口2,120人, 戸数539戸, 耕地2,450畝。主要作物は綿花, 小麦, トウモロコシ, ジャガイモ, 大豆。ほかに水稻少々。副業の工場は大理石加工, 縫製3, 花瓶2, 廢鉄の精錬場, ホーロー製品の絵つけ, 木工。1人当たり平均年収(1983年)460元(うち240元が非農業収入)。

D. E. 旭昇郷

濟南から東へ車で1時間ほどの距離。鉄道, 幹線道路ぞいのゆるやかな起伏のある平地。郷は西酒塢村, 東酒塢村, 山周家荘, 東張官荘の4カ村に分れる。郷の人口4,500人, 戸数480戸。就業人口2,150人, うち農業550人(25%), 非農業1,600人(75%)。主要作物は小麦, トウモロ

コシ、綿花。副業として10の專業公司を經營、①農業服務公司、②農業機械公司、③工業公司（8つの工場あり—鑄物、家具、印刷、衣料、ゴム、製粉、綿実搾油、溶接）、④鉞山公司（石炭）、⑤建設公司、⑥水力發電公司、⑦林果公司、⑧牧畜公司、⑨商業公司、⑩農房公司（農家建築）。1983年総収入526万元（農業170万元、非農業419万元）、1人当り1,200元。個人預金1人当り平均280元。万元戸もあるが少ない。上水道（地下水）、養老院、幼稚園、理髪店、公共浴場あり。



F. 槐底村

石家莊東南郊外に位置し、都市化しつつある地区。人口4,100人、戸数1,300戸。就業人口2,300人、うち農業1,600人、非農業700人、耕地1,299畝。宅地化によって耕地は減少しつつある。主要作物は野菜。1人当り平均年収545元（1983年）。位置関係についてはB図参照。

G. 寺北柴村

石家莊の東南、東羊市よりさらに20kmほど行った所。幹線道路からはややはずれるが、交通便利な綿花地帯の中に位置する（B図参照）。人口1,250人、戸数270戸。耕地2,089畝、主要作物は小麦、綿花、トウモロコシ、粟、豆類。1983年の1人当り農業収入320元、副業収入を合わせて400元。

H. 冷水溝村

済南の東北約10kmの地点（D、E図参照）。人口3,500人、戸数850戸。

耕地4,400畝，うち3分の2が水稻地，3分の1が旱地。旱地では小麦，トウモロコシが主作物。副業，収入等のデータなし。

3. 調査の状況

このような聞きとり調査につきまとう最大の問題は，応答者がどこまで真実を語っているか判断が難しいことである。第1に，たて前と本音，公式見解と実態との間にかなりの距離があることが珍しくない国である。第2に，外国人に対してきわめて神経質で，実情とかけ離れたイメージを与えようと情報を操作することがよくある。第3に，調査には必ず村外の上級幹部が立ちあい，応答者は村長，党支部書記等の村幹部が中心であった。したがって，われわれが集めたデータは公式データであると言ってもよい。

今回の訪中団は中国青年連合会が受け入れ団体であったので，行く先々に必ず2，3の青連幹部がつき，どこへ行くにも同行した。これに加えて，県政府の外事処の幹部や通訳がつき，10人の訪中団に中国側から7，8人が同行することさえあった。応答者は県政府のお役人や見知らぬ青連幹部の目や耳を意識しつつ話すのだから，卒直な話ばかりはできなかったかも知れない。

応答者はすべて中国側が用意したので，幹部や前幹部が多く，そうでない場合も解放前に貧農，雇農であった，「出身階級のよい」者ばかりである。中共政権下で差別されてきた元地主・富農・富裕中農家庭の出身者はひとりもない。したがって，集めたデータは村権力を握ってきた人々，それに近い人々の話としての限界がある。元地主・富農・富裕中農から集めれば，かなり違ったデータが出てくるだろうが，今のところやむをえない。

訪問調査の大体のパターンは，朝9時ごろから村政府あるいは郷政府で村（郷）長の一般状況についての説明を聞いた後，村内を見学し，3班に分れて農家で昼食をとり，午後はその農家で聞きとりを行うというもので



図1：Aにおける聞きとり風景。左3石田，左4村長王抗興，左5河北省青連幹部李某。

あった。午前と午後のスケジュールが逆になることもあったし、農家訪問がなかった場合（A）もあったが。村内見学はこちらの见たい所を選んだというよりも、あちらの见せたいものを見た場合が多い。见せたいものは共通して近代化＝繁栄の側面であり、工場・学校・商店・養老院などである。こちらの見たかった歴史的側面は全面的に無視された。しつこくきいて、廃寺になっている観音廟を見たEは例外である。



図2：Eの観音廟。一時小学校に使われていたというが、現在は完全に廃屋となっている。

接触した村人たちは皆外国人の訪問に緊張し、よい印象を与えようと、

できる限りの協力をしてくれたようである。われわれが初めての外国人だという A では、村の歴史について老人の話をききたいと希望を出すと、すぐ 2、3 の老人を呼んで来てくれた。外国人ずれしている E でも、観音廟を見に行くと騒ぐわれわれにいやな顔もせずに案内してくれた。C では村をあげての大歓迎で、道端の菓子売りまでが代金を取らないのには閉口した。農家で昼食はどこでも大変な皿数の御馳走だった。前日から用意にかかったと聞かされたこともあった。台所や納屋をのぞいてもいやがられたことはない。

図 3 : D お



ける農家での
昼食風景。左
から中田、田
中、主人の周
顕 瑞（後 向
き）、村幹部
夏桂苓、山東
省青連幹部董
平、二宮、坂
口、山腰。

質問に対しても快く応じてくれた。こちらの質問は予め用意した質問表も、それから派生したアドリブ質問も、とくに政治的配慮を加えてはいなかったが、応答者が答えを躊躇することはなかった。ある種の質問には答えたがらないとか、お互いに口裏を合わせようとするとか、口ごもってもじもじするとかいうような様子は見られなかった。ちぐはぐな応答やいいかげんな答えがまったくなかったわけではないが、それは応答者が質問の趣旨を理解しきれなかったり、記憶がはっきりしなかったり、質問者と応答者の関心が一致しなかったりしたことが原因であるように思われる。

応答者たちが誠意をもって応答にあたったことは疑えない。皆懸命に記

憶をたどり、互いにデータを確認しあって、正確に答えようとする熱意が見られた。こうして集めたデータは、少なくともこれらの応答者たちから得られるものとしては、良質のものであると言ってよいだろう。

4. 解放前の状況

解放前の各村の状況を示す数字を表1にまとめてみた（不明のFを除く）。

表1：解放前の各村の概況

	A	B	C	D	E	G	H
人 口	500	1,500	2,900	3,000余 ⁸⁾	約900 ¹²⁾	700	1,700余 ²⁰⁾
戸 数	107	380	300余	280余	242	150	437
耕 地 (畝)	1,700	4,000	3,600 ⁶⁾	3,600	約2,400 ¹³⁾	2,200 ¹⁸⁾	6,000 ²¹⁾
階級構成 (戸) 1)	地主	5 ²⁾	10 ³⁾	4 ⁷⁾	9 ⁹⁾	11 ¹⁴⁾	0
	富農	16	19	8	12	2 ¹⁵⁾	2
	中農	上中農0 中農3	39 ⁴⁾	上中農20 中農50	不明	60余 ¹⁶⁾	17~18
	貧農	80	262 ⁵⁾	150位	大部分 ¹⁰⁾	160余 ¹⁷⁾	155
	雇農	3	50	50余	10位 ¹¹⁾	不明	少数 ¹⁹⁾

注：1)階級区分は土地改革の際のもの。その基準はA, B, E (注2), 3), 4), 17)参照)を除き不明である。

2)最大の地主、孫驕武は全村耕地の4分の1を所有していたが、小作には出さず、10人の長工（常雇いの作男）と多くの短工（農繁期のみに雇う臨時の作男）を使って自耕していた。地主とは搾取量が年300（算定の方法は不明）以上の者、労働しない者、所有地の多い者をいう。地主・富農合せて21戸が村の全耕地を所有していた。

3)地主とは労働しない者、搾取率（全収入の中で地代収入，高利貸による収入，他人を雇用して得る収入の占める比率）の高い者をいう。地主は10戸で合計800畝以上を所有していた。最大の地主、李老敏は150畝の所有地のうち30畝を小作に出し、残り120畝を長工3～4人を雇用して自

作していた。

- 4) 中農とは1人当たり3.5畝前後の土地所有者をいう。
- 5) 貧農戸数については、どの村でも地主、富農、中農戸数を答えた後、「残り全部が貧農」と答え、実数を示されることはなかった。この表に示す貧農戸数は全戸数から貧農以外の戸数を引いて算出した推定数字である。Bでは土地を全くもたない者80戸と言い、そのうち30戸(180人)は小作農で、合せて約170畝を小作していたとの答えだったので、この30戸は貧農とみなし、50戸を雇農としたが、実際に50戸全部が雇農であったか否かは不明である。
- 6) 土地改革における1人1.2畝の均分、独身者と子供のない老人には1人1.5畝の分配というデータから割り出した概数。
- 7) 最大の地主は211畝、他の3地主もそれぞれ100畝以上所有していたが、地主は4戸ともその所有地を小作に出さず、長工、短工を雇って自耕していたという。他に村外地主6～7人(すべて商人)が300畝を所有し、うち250畝の所有者は呉老永といった。60～70戸の小作農がいたというのはこの300畝を小作していたものであろう。地主・富農12戸で村の耕地の大部分を所有していたというが、これは誇張であろう。村外地主の300畝、最大の在村地主の211畝に加えて、仮に他の3地主が1戸平均150畝、富農8戸が1戸当たり100畝もっていたと想定しても、地主・富農所有地は合計1,761畝で、Cの全耕地の半分に満たない。実際は上の想定は過大であろうから、地主・富農所有地は村の全耕地の4割以下であったものと思われる。
- 8) 応答者は「1,000以上」と言ったが、土地改革で1人1畝の均分を行っているので、耕地畝数が正しいとすれば、人口は少なくとも3,000位はあったと推定される。耕地畝数は次の注9)に示すような所有分布から見て正しいと思われる。
- 9) 9戸の他に村外地主1戸周百万(北京の商人)がDに300畝を所有して

- いた。9戸の在村地主はすべて経営地主で、合せて村の全耕地の3分の1を所有していた。
- 10) 応答者が中農戸数を記憶していなかったので、推定数字をはじき出すことができなかった。貧農の所有地は合せて村の全耕地の5分の1位であったという。
- 11) 最大の在村地主が長工3人と短工多数（村外者を含む）を雇用していたということから推定した数字。
- 12) 現在（人口1,130, 戸数309）の1戸当り人口3.7人が解放前にも大体あてはまるものと仮定した推定数字。
- 13) 土地改革で1人2.5～2.6畝を均分したということから推定。
- 14) すべて経営地主。最大の者は120畝を所有し、3人の長工を使って経営。
- 15) 各々23, 27畝（1人当り平均6畝）を所有。
- 16) 1人当り平均3畝を所有。
- 17) 1人当り平均2畝弱を所有。Eでの階級区分の基準は1人当り所有地のみであった。
- 18) うち1,500畝は県城に住む地主王賛周が所有していた。石田浩「『中国農村慣行調査』研究と欒城県寺北柴生産大隊の訪問」『東方』1984年3号、14-15ページ参照。
- 19) 富農2戸が長工あるいは短工を雇用していたと推定される。
- 20) 現在の1戸当り人口4.1人から推定。
- 21) 水稻地約4,000畝、旱地約2,000畝。
- 22) 23) Hの郷党支部書記任廷亨（45才）は地主34戸、富農3戸と言ったが、同村の謝長慶（67才、村幹部の1人）からの個別的な聞きとりでは、地主は、10数戸で各戸平均120畝所有していたといい、富農は10数戸あったという。任の示した数字は地主が多すぎてやや不自然である。謝は解放前にすでに成年に達していたため、記憶している具体的な事柄と結びつけて数字を出しているの、後者の方が信頼できるように思われる。

両者は地主・富農の合計戸数ではほぼ一致しており、任のいう地主34戸のうち10数戸が謝の記憶では富農となっているようである。

表1を一見して、まず第1に目につくのはこれらの村の多様性である。人口、戸数、耕地、階級構成とも、各村においてかなり異なっている。わずかにCとDが数字のうえで類似した様相を呈している。両村とも全耕地の1割近くが村外地主の所有であったことまで似ている。(注7)および9)参照)。しかし、両村は地理的にかなり離れているので、この類似は地域の特性として一般化できる性質のものではない。

第2の特徴は、B以外の村の在村地主はすべて経営地主で、所有地を小作に出さず、雇農を使って自耕していることである。Bには村外地主所有地がないにもかかわらず、約170畝の小作地があるので、150畝の所有地のうち30畝を小作に出していた李老敏以外にも所有地の一部あるいは全部を小作に出していた地主があったものと思われる(上の注3)参照)。また、雇農の数や地主について「搾取率」という基準が使われていることから、地主の大多数が経営地主であったことは確実で、地代収入のみで生活していた者があったとしても、ごく少数であったことを裏付ける。

この階級区分が行われた当時、中共が使っていた基準⁽²⁾によれば、地主とは自分で「主要労働」をせず、搾取(主として地代、部分的には雇用労働・高利貸による収入)によって生活する者であり、雇用労働を使い、自分も「主要労働」に参加して自有地を経営する者は富農である。したがって、地主と富農を分ける基準は「主要労働」をするかしないかであり、搾取率は富農と中農の境界線を定める基準となっている。「主要労働」とは農作業を中心とした激しい肉体労働を指し、例外として認められているのは医者と教師のみである⁽³⁾。したがって、経営上の事務や資材の購入、収穫物の出荷などは「主要労働」ではない。しかし、「搾取率」の基準が使われたのは経営地主とされた者の相当数が「主要労働」に従事していたからで

あろう。

表 1 からみた A～H の第 3 の特徴として、1 人当たり平均耕地面積が小さい（3 畝以下）ことがあげられよう。当時、華北農村で「普通の生活」を維持するのに必要といわれた、平均水準 5 畝⁽⁴⁾より 4 割以上低い水準である。一般的に、人口に対して耕地が不足しているうえに、その分配が不均等であった状況下で、人口の 6～7 割を占める貧農が自有地の耕作のみで生活できなかったのは当然である。これは華北に一般的な状況であったが、調査各村も例外でない。最も一般的な家計補助の方法は雇農（長工・短工）として働くことであるが⁽⁵⁾、働き口が必ず見つかるとは限らないので、シャオファン小販（零細な商業、店舗をもたないのが特徴である。図 5 参照）を営む者も多かった。A では山で木を切って薪として昌黎県城で売ったという。

寺北柴村の現村長、徐孟祥（1926年生、図 4 参照）とその父親は典型的なケースである。解放前の徐家は貧農で耕地を 2.5 畝しかもたず、父親はユーティヤオ油条（小麦粉をねり、油で揚げた菓子の 1 種）を作って売る小販を営み、孟祥も子供の時からこれを手伝った。やや長じてからは石家荘で煉炭を仕入れて欒城で売り、さやを稼いだ。同時に、16才の時から村の内外で短工にも出たという。この間、父親は油条の小販を続けている。

A, D, E では東北に出稼ぎに行く者が多かったという。A の場合、距離的に東北に近い地の利があり、東北に移住した同郷者の手づるもあったようである。D, E の場合、章陞県伝統の鍛冶技術をもって東北へ出稼ぎに行った。中農多数を含む村民の半数位が出かけ、解放後は人数が減ったが、1952年まで続いた。東北在住の同村出身者を頼って行ったことは明らかで、D では瀋陽、牡丹江へ行く者が多く、少数が北城へ行ったのに対して、E ではハルビン・瀋陽・長春の順だったという。

A, D, E ともに出稼ぎ人の 1 割以上が家族を伴って行った。D, E では春に出かけ、春節（旧正月）前に帰村するのが普通であったが、何年も帰ってこない者もあり、東北に住みついてしまった者もあった。E では出稼ぎ

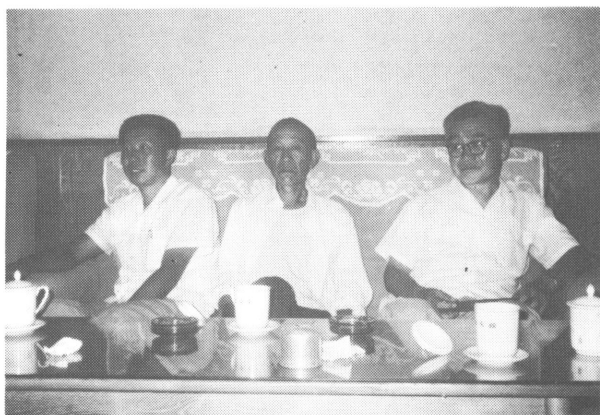


図4：8月26
日夜河北賓館
での聞きとり
における徐孟
祥（中央）。



図5：農村の
小販（8月30
日、上海郊外
の松江県に
て）。

人の20パーセントが東北に住みつき、Aでも30戸が結局帰って来なかったという。D、Eの鍛冶屋の出稼ぎの場合、2～3人が1組になって、各々の道具を乗せた一輪車を押して、途中農具修理などで稼ぎながら1カ月半位かけて目的地まで歩き、そこで大道鍛冶店を開いた。人によって行き先が違い、また、同じ人が毎年必ず同じ所へ行っていたわけでもない。

基本的に苦しい生活であり、とくに1941～42年にはイナゴの大発生と早ばつによる凶作に苦しんだ。Aは戦後国共両党の競合地区となり、昼間は国民党の、夜間は中共ゲリラの支配を受けるという不安定な状況のために

生産が落ちたことと、両方へ納税しなければならなかったために、生活が極度に苦しかったという。しかし、調査村ではいずれにおいても餓死者が出たことはなかったようで、解放前から比較的豊かな地域であったことが知られる。

5. 解放と土地改革

次に A～H 各村の解放と土地改革の時期（不明の F を除く）を表 2 に示す。

表 2：調査各村の解放と土地改革の時期

	A	B	C	D	E	G	H
解放	47	47	47春	46冬 47.5国民党 による再占領 48.9再解放	46.11 47.6国民党に よる再占領 48.2再解放	47.2	48.8
土地 改革	48～ 49	48	47秋	46末 47.5国民党に よる取消し 51.9再実施	46末(部分的) 47.6国民党に よる取消し 50.2再実施	47.7～8	50.12

F については解放と土地改革の時期を質問しなかったものでいおう不明としたが、石家荘と同時（47年10月）あるいはこれに先立って解放されたと思われる。B と同じく47年夏または秋に解放、48年春までに土地改革を行ったと見てまずまちがいないだろう。

表 2 で目立つのは、46～47年に解放された A～G では解放後 1 年以内に土地改革が実施され、48年に解放された H と再解放された D, E では解放（再解放）後 2 年以上たって土地改革が行われていることである。すなわち、A～G の土地改革は1947年の中国土地法大綱⁽⁶⁾にもとづくものであり、D, E の再実施および H の土地改革は1950年 6 月の中華人民共和国土地改革法⁽⁷⁾によるものである。D, E, G では47年10月以前に実施されているので、厳密に言えば46年 5 月の中共中央土地問題にかんする指示（通称五四

指示)⁽⁸⁾に準拠したものだが、実質的にはやはり土地法大綱下で行われたものとする方が妥当である。というのは、D、E、Gとも大綱の特徴である頭割り均分原則をとっているからである⁽⁹⁾。

五四指示には「公平合理」という以外に分配原則はなく、その不備を補うために、中共は46年秋冬に出した各解放区の土地改革条例⁽¹⁰⁾において頭割り均分を大体の原則とする分配方法を定めた。土地法大綱はこれを一般化、厳格化し、郷を単位に土地の質、住居からの距離を勘案した絶対均分に近い分配方法を定めている。しかし、この方法は非現実的であったため、48年春には均分原則が緩和された⁽¹¹⁾。したがって、大綱による土地改革でも、緩和以前に行われたと見られるB～Gとそれ以後のAとは異なるかもしれない。Aの場合、実施途中で政策が変わり、新政策に従って手なおしが行われたので、完了が49年にずれこんだのではあるまいか。

48年春の政策変更は大綱に集約された急進主義の放棄であるが、中共はこれに替わる新政策の形成に手間どり、この間多くの地区で土地改革を停止している。当時、内戦情勢は中共の総攻撃が進行中で、新解放区が急激に拡大し、解放後すぐに土地改革を行うことは事実上不可能であったという事情もある。Hの土地改革およびD、Eの再実施が解放（再解放）から2年以上後のこととなっているのは、ちょうどこの時期にあたっていたからであろう。

絶対均分放棄後の新政策を体系化したのが50年の土地改革法である。同法は富農・中農の保護を特徴とし、富農・中農の自耕地は郷内の平均所有地より多くても（実際には平均より多いのが通例である）、原則として土地改革の対象としないことになっている。ただし、対象となる土地については頭割り均分原則が維持されている。48年後半以降の新解放区はこの土地改革法の制定を持って実施に入った。

6. 各村における土地改革

では実際の土地改革はどのようなものであったのか。上の各々の政策に従って、時期によって異なった様相を見せたのであろうか。各村の土地改革の実態をまとめれば、表3の如くである。

表3：各村の土地改革

	A	B	C	D(第1回)(第2回)		E(第1回)(第2回)		G	H
頭割り均分	あり	あり	あり	あり	あり	なし ³⁾	あり	あり	あり
1人当り分配畝数	3	2.5	1.2(独身成人と子供のない老人は1.5)	1	1	不明 ⁴⁾	2.5~2.6	3	3
地主への分配	48年なし 49年少し	(1人当り) 2.5 (畝)	1.2	1	1	なし	2.5~2.6	3	3
暴力の使用 ¹⁾	不明	あり	あり	あり	不明	不明	不明	不明	あり
地主の ²⁾ 死傷	不明	なし	なし	なし	不明	不明	不明	不明	なし

注：1)「土地改革の闘争で地主を殴ったか」という形で尋ねた。答えは必ず「然り」で、「不明」はこの質問をしなかったことを示す。

2)上の注1)の質問をした場合には、続いて「その結果、けがをしたり死んだりした地主がいたか」ときいた。答えは必ず「否」であった。「不明」はこの質問をしなかったことを示す。

3)この時の土地改革は部分的で、11戸の地主のうち2戸の所有地の一部、合計約60畝を分配したのみであり、本格的なものではない。

4)中農には分配せず、貧農の一部と雇農のみを分配対象とした。貧農の半数以上が分配を受けることを拒否した。

表3に見るA~Hの土地改革は驚くほど似かよっている。前節で述べたように、村によって時期的なずれがあり、その間に中共の政策はかなり変

化しているのであるが、実施においては政策の変化はほとんど反映されていない。たとえば、D、Eの第1回の土地改革では五四指示や山東省土地改革暫行条例⁽¹²⁾に規定された大地主と中小地主の取扱いに差をつけることや、富農の自耕地は原則として土地改革の対象としないことなど、全く無視されている。土地改革法の富農保護規定も、Dの第2回およびHにおいて考慮された形跡はない。

また、全村に共通している頭割り均分は政策としては土地法大綱以後のものである。均分は平均生産力をもつ土地を標準畝とし、これを基準に3～4等級に分類して、各等級の土地の標準畝に対する比率を決め、各人に標準畝による所有地が等しくなるように分配するものである。Aでは粟100斤（1斤=500g）の生産力をもつ土地を標準畝としたという。標準畝数だけでなく、土地の肥瘦の割合も大体等しくなければ不公平であるから、1戸に分配される土地が1カ所にまとまっていることはまずありえない。この点は上記徐孟祥（Gの村長）の次のような応答によって確かめられる。

徐は土地改革で10.5畝を分配されたが、この土地は3カ所に分れ、村の北部に4畝余、西北部に2畝余、南部に3畝余であったといい、これら3片の土地が互いに近接していなかったことがわかる。分散の理由について、徐は一人の人によい土地ばかりあるいは悪い土地ばかり分配するわけにはいかないから、と説明している。しかも、この3カ所のどれも徐家の以前からの所有地に近い所ではなく、そうなったのはたまたま近くの土地は地主の所有ではなく、分配の対象にならなかったからということであった。

当然ながら、地主の所有地は全部あるいは大部分が分配の対象となったのであるが、そのやり方は村によって多少違っている。表3に見られるように、Aを除くすべての村で、地主にも他の村民と同じ畝数を分配している。しかし、Bでは地主の大部分については土地その他すべての財産を没収し、分配の際に地主にも家族数に応じて分配し、小部分についてのみ、1人当たり2.5畝を越える部分を没収し、分配はしないという方法をとって

いるのに対して、Dでは2回とも、Eでは第2回の際にすべての地主に対して後者をとり、それぞれ1人当たり1畝、2.5～2.6畝を越える部分のみを没収している（他の村については不明）。

Dの方法は、B、D、E（第2回）ともに富農にも適用している。すなわち、富農は地主とほぼ同様に扱われているのである。Bにおいて地主の一部に対してこの方法をとったのは、中小地主に対する優遇策であったのかもしれない。中農の所有地にはいっさい手を触れず、分配の対象にもしなかったことがはっきりしているのはEのみである。中農所有地は平均所有畝数に近かったからというのが理由であるが、表1の注16)に見るように、中農は1人平均3畝所有しており、分配畝数を2割上まわる。中農を土地改革の対象からはずしたのは、前述した中共の中農保護政策によるものと思われる。

他の村については明確ではないが、A、B、C、Gでは中農の一部または大部分を土地改革の対象とせず、その所有地が平均より多くても保有を許したと推測される。推測の根拠は3つある。第1に、A、Cでは中農を上中農と中農に分けていること。この分類は所有地の一部没収の対象を前者に限り、後者には手を触れないことを目的としたものである⁽¹³⁾。第2に、村の人口・耕地畝数・1人当たり分配畝数のはっきりしているA、B、Gにおいて、人口に1人当たり分配畝数をかけた積が耕地畝数をそれぞれ200、250、100畝下まわること。この差の一部は分配畝数は標準畝で表わされ、全耕地畝数は絶対面積であるため生じたとしても、残りは平均畝数以上の保有を許された者があったため生じたもので、そうした者は中農以外には考えられない。第3に、Bにおいては中農は3.5畝程度を所有する者と規定されていること（表1の注4)参照）。これは1人当たり3.5畝までは原所有地の保有を許し、これを越える者は超過分を没収するための規定であろう。そうでなければ、中農規定の基準畝数を分配畝数まで下げなかった理由がないからである。

各村とも標準畝数に換算した原所有畝数が分配畝数に満たない者には不足分を分配している。土地法大綱が前提としている「打乱平分」（郷内の全耕地をいったん没収し、原所有者が誰であったかにかかわらず頭割り均分する）はまったく行われていない。Gの徐孟祥に『打乱平分』ということばを聞いたことがあるか」と質問してみたが、答えは「否」であった。中共がこの政策をとっていたのは47年秋から48年2月までの数カ月間にすぎないので、C、G以外ではこれが行われた可能性はない。

土地以外の資産の分配も土地に準じて行われた。家畜については、Aでは元来少かったのでくじ引きで分配を決め、Hでは土地改革後の所有地20畝につき1頭の割で分配したという。Hの郷党支部書記任延亭の家では、16畝を分配され、以前の所有地11畝と合せて27畝となり、牛1頭の分配を受けた。分配される家畜の種類は所有地（分配地を含む）が近地なら牛、遠地なら馬と決められ、Hの謝京亮（56才、村幹部の1人と思われる。図6参照）の家では元の所有地も分配地も近地であったので、牛1頭が分配された。謝家は牛のほかに大車（大八車）を3分の1台（隣に住む従兄弟の謝京河・謝京海2家と共有）、一輪車を1台、木製のフォーク1挺、ほうき1本、椅子1つ、長椅子1つ等を分配された。



図6：謝京亮（中央）からの聞きとり風景（8月28日夜、済南飯店にて。左は奥村、右は筆者）

謝京亮は言及しなかったが、家屋・穀物・現金・衣服・装身具・その他日用品に至るまで分配されたはずである。Eの田友謀（64才）の家は8人家族で、原有地5畝に加えて14～15畝の分配を受け、ほかに家屋6部屋と穀物をもらった。しかし、家畜や車の分配は受けなかったといい、Gの徐孟祥はロバ14分の1頭、大車14分の1台（近隣の13戸と共有）を分配されたという。村によって地主・富農の資産の種類も量も異なり、旱地が主体のE、Gにくらべて、水稻地が主体のHが豊かであり、地主・富農のもっていた家畜・車輛の数が多かったことが知られる。

次にD・Eの特殊例、2回にわたる土地改革のあらましを記しておく。Dの前党支部書記張振遠によれば、Dでは46年末から47年春にかけて、1人1畝の均分を行い、地主・富農の家屋その他の財産も分けたが、当初は国民党が帰って来ることを恐れて、貧農の3分の1が分配を受けることを拒否した。しかし、彼らも結局分配を受けた後、47年5月に国民党に再占領された。国民党の命令により、分配を受けていた者すべてが罰せられ（処罰の内容は不明）、分配されていた土地その他すべての物を元の所有者に返還させられた。地主は土地改革闘争を指導した者に報復し、民兵指導員張宝作を殺害した。民兵隊長だった郭德浩（中農）は捕えられ、半殺しになるまで殴られた。この時、張振遠は民兵隊員だったが、闘争で激しい地主攻撃をやっていなかったのも、報復は受けなかった。

48年9月の再解放後、郭德浩が村長になり、保田隊（農会にあたる）の隊長も兼ねた。保田隊は土地改革の執行機関であるとともに村の行政機関でもあった。51年9月の土地改革は第1回のとまったく同じ方法で行い、前に分配した土地その他の物を前と同じ人に分配した。東北へ出稼ぎに行っている人には分配しなかった。

Eで解放当初の7年間農会主席を務めた田友謀によれば、Eは46年の旧暦10月に八路軍がきて解放されたが、八路軍の力は強固でなく、済南に拠る国民党軍に度々脅やかされたという。こうした情勢下では、土地改革を

やろうとしても、貧農の大多数がおびえて動かないので、大規模な土地改革はできず、ごく小規模なものになった。11戸の地主のうち、最大（120畝所有）の竇電榮の所有地の一部40余畝と陳遠海の所有地の一部20畝ほどを分配したのみである。土地改革は組織だったものではなく、分配方法も大ざっぱに貧農の一部（闘争に参加した者）と雇農に分けたというだけで、詳しいことはわからない。

この時の農会主任は孔繁英⁽⁴⁾（当時50才位）という中農で、農会にはほかに5人（うち1人は中農、他は貧農）の幹部がいた。民兵隊長は25才位の貧農で孔慶禄であった。47年6月に村が国民党軍に再占領され、孔繁英は捕えられて半日ほど殴られて負傷した。しかし、重傷ではなく、ほかには捕えられた者や殺された者はいない。国民党の命令で、分配した土地その他を元の所有者（竇電榮・陳遠海）に返した。ただ、ロバだけは分配された者がすでに売っていたので、農会幹部6人がそれぞれ小麦180斤を出して弁償した。

50年2月の第2回目の土地改革で初めて均分を行い、1人当たり2.5～2.6畝を分配した。田友謀の家は前述の如く原有地5畝があったので、14～15畝（15畝であろう）もらい、ほかに穀物（量は不明）と6部屋の家をもらった。土地が20畝になったので、家族8人がどうにか食べていけるようになったという。

D、Eのケースの顕著な特徴は、第1に、46年11月の解放後、軍事情勢が不安定であったにもかかわらず、すぐに土地改革が行われていることである。全国的に内戦情勢が中共に不利に展開していた時期で、農民動員を急いだ中共の焦りを反映したものであろう。第2に、軍事情勢に不安を感じた貧農は土地改革の呼びかけに対して腰が重く、Dではどうにか実施できたが、Eでは結局一部の者しか動かず、合せて1,000畝近くあったと思われる地主所有地のうち、わずか60畝ほどを分配したにすぎない。両村にこうした差が生じた原因が軍事的安定度の差にあることは疑いない。Aでも

48年には後難を恐れて分配されたものを受け取らない者がおり、49年になってようやく全員が受けとっている。

第3に、国民党軍による再占領後、土地改革が取り消されたのは当然としても、それ以外に国民党がやったのは、D、Eともに土地改革のリーダー1人を捕え、殴打したのみである。それも重傷を負わせる程ひどい殴打ではない。Dでは分配を受けていた者を罰したというが、その内容は言うに足りないものであったようである。張宝作の殺害は国民党によるものでなく、地主の個人的報復である。

第4に、両村の第1回土地改革の中心となった郭德浩・孔繁英はともに中農である。不安定な情勢下で、解放直後に土地改革闘争を行うに際して、中農が先頭に立つのは一見奇妙に見える。闘争が成功すれば得られる利益が大きく、失敗しても失う物の少い貧農の方が戦闘的であるはずだからである。しかし、現実には抗日戦期の古い解放区においても、解放後しばらくは村の大衆闘争のリーダーとなり、村幹部となるのは中農であるケースが多かったようである。D、Eの場合がこうした一般的な傾向の延長線上にあるものか、あるいはたんなる偶然か明らかでないが、いずれにせよ興味深い事実である。

第5に、D、Eに限らず、A～Hすべての村で土地改革が自然村を単位として実施されていることである。中共の政策文書では土地改革の実施単位は常に自然村でなく郷（いくつかの自然村で構成される行政村）である。D、Eの第1回目は軍事情勢などの関係から郷単位でやれなかった可能性もあるが、第2回目はそのような障害はないにもかかわらず、両村は同じ郷の中で1年半もずれて実施している。今回の調査ではどの村でも自然村単位の実施を当然とし、郷単位でないことに言及さえしなかった。ここでも政策と実際にはかなりの開きがある。

最後に、土地改革によって土地や農具などを獲得した農民たちはどう感じたのであろうか。応答者はすべてこうした農民の範疇に属していたが、

「毛主席のおかげで」とか「党の指導で」とかの決まり文句を口にした者は1人もいなかった。土地改革のことを有難いことだったとか、幸運だったとかいう者すらなく、そうした口吻や表情を見せた者もなかった。ごく事務的に淡々と獲得した土地の畝数を答え、他に何を分配されたかを述べたにすぎない。ただ、「地主を殴ったか」という問いに対しては、一様にバツの悪そうな表情を見せ、あわてて「殴ったけど、殺したり、けがさせたりはしなかった」とつけ加えたり（Dの張振遠、Hの謝京亮）、「長い間他人を搾取してきたんだから殴られてもしかたがないでしょう」（Dの張振遠）と言いつけたりした。暴力を用いたことについては今だに罪の意識から逃れきれないようである。地主に対する個人的な恨みがなかったことを示すものであろう。

「土地その他の獲得によって生活は楽になったか」の問いに対しては、「然り」と答えた者は皆無であった。共通の答えは「やっと食えるようになったが、生活は相変わらず苦しかった」であり、「楽になったのはいつごろか」の問には、Gの徐孟祥の「48～49年ごろ少し楽になった」がいちばん早く、Aの前村長王起とCの元村長趙宝増は「52年ごろやや上向きになった」としている。その理由として、Aでは政府が農民を教育し、果樹栽培の技術水準がやや向上したことをあげ、Cでは金をためて農具を買ったことをあげた。「いつ楽になったか」の質問をしなかったD、Eでも東北への出稼ぎがなくなった52年が1つの目途と見てよいであろう。

時期をとわず生活（生産力）の向上についての応答者の意識は経済合理的である。Aでは果樹栽培技術の飛躍的向上と水不足の解決（1963年）が原因としてあげられ、Bでは58年に年1作から2作に転じ、同時に電気がついて電動ポンプが導入され、灌漑面積がふえたこと、のちには綿花の品種改良、耕作技術の改善、肥料の増加があげられた。Cでも55年に年2作になり、化学肥料を多用するようになったこと、58年には電気がつき、灌漑面積がふえたことにより生産量が上がったという。中共が常に主張してき

た、土地改革→労働意欲の向上→生産力の向上、という図式を示唆する話はついに聞かれなかった。

おわりに

7つの村の土地改革経験者からの聞きとりで受けた共通の印象は、彼らにとって土地改革が遠い過去になっていることである。すでに30年以上も前のことであり、当時20代で闘争に活躍した青年たちが今50代、60代になっているのだから当然といえば当然である。しかし、彼らの記憶は鮮明で、表3に示したような数字がすべて頭の中にあった。土地改革が若い彼らにとって強烈な経験であったことが知られる。そうではあれ、それは昔のことであり、今改めて彼らの感性を刺激するものではないようだった。ただ1人Dの張振遠が、土地改革で苦勞したので2年後に互助組を作るよう呼びかけがあった時、互助組には入りたくないと思った、と述懐したのが目立った。明らかに人間関係の調整に苦勞したのである。しかし、黨員として参加を拒むことはできなかったらしく、村の10余の互助組の1つを率いる組長となっている。

今回の調査でもう1つ強い印象を受けたのは、前節にも明らかなように、実際の土地改革が党や政府の中央や省レベルの文獻に表れた政策とかなりかけ離れていることである。その原因として、政策の下部への不徹底、下部や大衆の政策への抵抗、指導部の柔軟な実施方針などが考えられる。いずれにせよ、われわれ外国の研究者の目につきやすく、入手しやすいトップレベルの政策文書から実際の土地改革を類推することがいかに危険であるかを痛感させられた。土地改革に限らず、中共の政策全般にわたって、政策文書と実施されたものとは必ずしも同一でないことを前提として研究を進める必要があるように思われる。(文中敬称略)

注

- (1) 中国農村慣行調査刊行会編『中国農村慣行調査』全6巻，岩波書店，1952～1955年。
- (2) 『關於一九三三年兩個文件的決定』（中国共産党中央委員会，一九四八年五月二十五日），解放社編『目前形勢和我們的任務』標準本，出版地不祥，解放社，1949年，107-131ページ（邦訳：日本国際問題研究所中国部会編『新中国資料集成』第2巻，日本国際問題研究所，昭和39年，167-182ページ）。これは元来毛沢東の手になる「怎樣分析階級」および「關於土地闘争中一些問題的決定」（いずれも1933年）の再公布であるが，1948年5月以前にもこの2文献が階級分析の主たる基準であった。
- (3) 同書，111-117ページ。
- (4) 南満州鉄道株式会社調査部編『北支那の農業と経済』下 日本評論社 昭和17年，349ページ。
- (5) 応答者は例外なく解放前に長工あるいは短工をやった経験をもっていた。
- (6) 『一九四七年以来中国共産党重要文件集』香港，新民主出版社，1949年，10-14ページ（邦訳：『新中国資料集成』第1巻，516-519ページ）。
- (7) 『土地改革重要文件彙集』北京，人民出版社，1951年，2-10ページ（邦訳：『新中国資料集成』第3巻，131-137ページ）。
- (8) 黎明華『中共的土地闘争』台北，国際関係研究所，1965年，208-213ページ（邦訳：『新中国資料集成』第1巻，241-246ページ）。
- (9) 中共は1946年10月に山東省政府の名で「山東省土地改革暫行条例」を公布しており，D，Eはこれらの適用地域であり，時期的にも符合する。条例は頭割り均分を緩やかな原則として採用しているが，Dで行われたものほど徹底していない。熙明編『如何實現「耕者有其田」』出版地不祥，山東新華書店，1946年，4-9ページ。
- (10) 上の山東の条例はその1つである。
- (11) 1948年5月に中共中央は大綱に註を付し，中農に貧農の平均以上の土地の保有を許すこととした。前掲（注(6)）『一九四七年以来…』14ページ参照。
- (12) 注(9)参照。
- (13) 中農を2つの部分に分けることは，1947年12月に毛沢東が提唱したもので，その目的は「富裕中農」以外の中農の土地財産の保全である。前者についても富農と区別して保護するよう指示している。『一九四七年以来…』22ページ（邦訳：『新中国資料集成』第1巻，575ページ）。
- (14) Eには孔姓が20余戸あり，いずれも孔子の子孫と称している。